

堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向

―「萬指引帳」の基礎的考察―

岩田 浩太郎

はじめに

本稿は、近世後期に出羽国村山郡松橋村（上組）沢畑の豪農堀米四郎兵衛家がおこなった紅花出荷の動向について、とくに荷数や出荷の形態などに関する基礎的な考察をおこなうことを課題とするものである。

堀米四郎兵衛家に関しては、幕末期の農兵頭としての活動についての研究があり、「村山地方屈指の大地主」の一人として注目されてきた^①。また、今田信一氏による一連の最上紅花史の研究において、堀米家の紅花生産や取引関係の史料の一部が紹介されており、かつ、同家の家屋敷地が河北町（山形県西村山郡）に寄贈されて河北町立紅花資料館として公開されたことから、同家が紅花荷主として活躍したことはひろく知られてきているといえる。

しかし、堀米四郎兵衛家の紅花荷主としての活動をはじめ、その経営に関する実証的な研究はほとんどなされておらず、羽州村山地方における豪農の一典型として著名なわりには、その実態は未解明なままであるのが研究の現状といえよう。

近世後期における堀米四郎兵衛家の経営構造は多角的な性格を有しており、その全体像を解明するためには同家の様々な社会的経済的活動に関する分析を蓄積していくことが必要である。本稿は、そうした作業の一環として位置づけられる。

また、紅花荷主帳簿の史料の性格については研究者間で議論が展開しておらず、分析方法についても共通認識が形成されていないのが現状である。本稿は、以下で取り上げる「萬指引帳」^②の分析過程をやや子細に示すことにより、ささやかながら荷主帳簿論の前進を果たそうとするものでもある。

近年、堀米四郎兵衛家文書は、河北町誌編纂委員会・河北町立中央図書館をはじめ、地域の先学の尽力により、保存・閲覧の体制が整えられるとともに史料翻刻の作業が進められた^③。本稿は、こうした研究条件の進展を基盤としている。ま

た、山形大学人文学部日本経済史（岩田）ゼミナールでは堀米四郎兵衛家文書の研究を進めている^④。本稿は、ゼミナリス・テンとの議論の産物でもあることを明記しておきたい。

第一章 「萬指引帳」の史料学的検討

1 記載様式と性格

堀米四郎兵衛家文書における紅花関係史料は、上方紅花屋との商用書簡や為替・仕切差引帳などの上方取引関係の史料を中心としている。また、紅花を引当とした周辺百姓に対する貸付（紅花引質貸付）に関する記録も残されている。それに比して、紅花栽培や賃摘み・生花買付・干花加工などの、紅花生産および集荷関係の史料は少ない。紅花関係史料のほとんどは、一九世紀に入ってからのもので、とくに文政期の史料が豊富に残されているなどの諸点があり、史料の存在状況の特徴としてまず指摘できる。

堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向を把握することのできる最もまとまった史料としては、文政五年（一八二二）六月「萬指引帳」^⑤があげられる。本稿の課題にとって



図版1 文政5年「萬指引帳」の表紙
裏表紙には「五大力 堀米四郎兵衛」とある。
河北町立中央図書館所蔵。著者撮影。

重要かつ基本的な史料であるので、まずその記載様式の検討をおこないたい。

「萬指引帳」の最初の記載を次に掲載しよう。

午

⑤紅花送手板

六月廿九日出し

京着四拾両也

高 拾六袋入四丸
清 水

や 四箇附壹駄也

封印

や 金三分也 道添金

や 御出判 壹通相添

大石田 榎本 勇 吉 殿

酒田 鎧屋 惣右衛門 殿

敦賀 丸屋 半助 殿

塩津 仲村 佐右衛門 殿

大津 白銀屋 陸助 殿

京富小路蛸薬師

上 渡会屋 宗治郎 殿

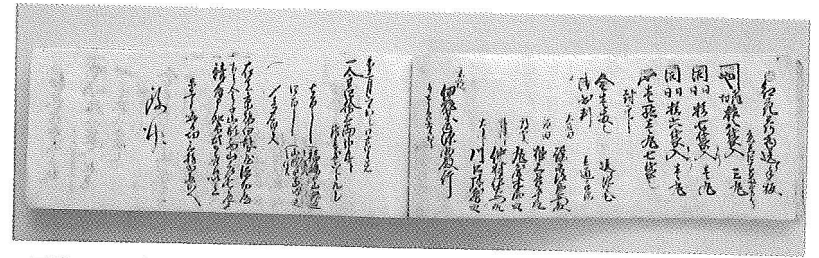
行

楯岡

吉田屋藤兵衛殿出し

文政五年六月にや堀米四郎兵衛家が楯岡の吉田屋藤兵衛家と共同で京都紅花屋の渡会屋宗治郎に送った紅花一駄の送手板を書き写したものである。帳面の表表紙には「文政五年午六月吉日」の記載があり、この年に出荷した最初の紅花であったと思われる。荷印・荷数・道添金額・出判状の数・大石田・大津の荷継問屋の氏名などが記載されている一方、送手板の原本には通例書かれてあるはずの、濡荷などの確認や添金の受け取りに関する荷継問屋へのきまり文句や荷主の署名は省略されている。また、出荷日（六月廿九日出し）・京着値段（「京着四拾両也」）が追筆で書き加えられていることが、原文書における字体や墨の濃淡からわかる。そして、荷印・荷数・道添金・御出判の記載の箇所を検印「や」が押捺され、送手板の表題の上にも⑤印が押捺されていることが確認される。また、この紅花一駄は堀米家から出荷したのではなく、吉田屋藤兵衛家から出荷したことが末尾に書き込まれている。

「萬指引帳」の内容は、基本的にはこうした送手板の書写を中心とした記載を出荷順におこなっているものである。年



図版2 送手板と追筆および書き込みの記載例

文政5年・伊勢屋源助行き・や飛切1駄1丸7袋(表1の10)の記載。本文で述べた記載様式①+②(右頁に送手板と追筆、左頁に下り金受取・運賃書付の書き込み)の例。著者撮影。

代は文政五年から嘉永元年(一八四八)に及ぶ(後掲表1参照)。その意味では紅花送手板の控帳とでもいうべき性格をもっている。しかし、送手板の原本が二通で作成されていたにもかかわらず、出荷の時期や荷継問屋が同じ場合には、この帳面ではしばしば一通にまとめて記載しているケースも確認される^③。荷継問屋へのきまり文句などの箇所が省略されていることとあわせれば、「萬指引帳」における送手板の書写は文字通りの厳密なものではなく、各紅花荷の出荷の概要を記録するうえで必要な範囲で書写をおこなったものといえる。書写した送手板への追筆の内容も同様に、出荷日・京着値段などに限られている(追筆がなされていない場合もしばしばある)。

それぞれの紅花送手板の書写は、基本的には帳面見開きの右頁(丁裏)になされている。そして、左頁(続く丁表)はその紅花荷に関する京都紅花屋(ないし京都に派遣された堀米家の支配人)からの売附けの報告や代金(京都からの「下し金」)の受取り・為替手形・破船入用支払いなどに関する記録などが書き込まれているか、書き込みがなく空白のままとなっているのが通例である。この書き込みが左頁に収まらずに、続く見開きの左右頁に及ぶ場合もみられる。さらに、左頁の書き込みをおこなう代わりに、例えば代金の受取覚の原本がそのまま添付されたり、挟み込まれている場合もしばしばみられる。これらの書き込みや貼紙・別紙の挟み込みにより、当該紅花荷の売却期日や送金(飛脚便および為替の利用を含む)などに関する

記録がおこなわれたといえるが、これがなされず、左頁が空白のままである紅花荷の事例も少なくない。

また、「萬指引帳」には荷為替取組に関する記載もなされている。ここでいう荷為替取組とは、堀米家が他家(村山郡の百姓や山形城下町商人)に対して紅花荷を引当として貸付をおこない(引質金ないし為替金・荷為替貸付金と呼称)、京都で紅花荷を売却した後に貸付元利金を堀米家が取得するという荷為替金融をさしている。堀米家の場合、荷為替取組日の以前から紅花の集荷・加工のための金銭・米穀を当該他家に対して前貸しているのが特徴であり、荷造り・出荷は堀米家がおこない、紅花の荷印はや印とし、京都での売却・代金の取得も堀米家(支配人)がおこない、代金と貸付元利金の過不足を差引決算するのが通例のパターンである。そのため、堀米家が荷為替を組んだ紅花荷については、(1)貸付の時期や貸付用途の内訳(例えば前渡し・荷造り・運賃など)・合計金額を記した「為替取組」書付と、(2)当該紅花売却代金と貸付元利金の過不足を差引決算した「仕切扣」^④(ないし「差引之扣」)、が記載されている場合がある。「仕切扣」が別個に記載されずに「為替取組」書付の末尾で差引決算がなされている場合もある。この荷為替取組に関する記載は一件あたり二頁から四頁(二丁分)に及ぶのが通例である。複数の紅花荷について一括して荷為替取組をおこなっている場合もあり、その際には関係する数通の送手板の後にその荷為替取組に関する記載がなされている。また、荷為替取組の差引決算が翌年におよぶことから、各年末の箇所にとりまとめて記載される場合も多い。

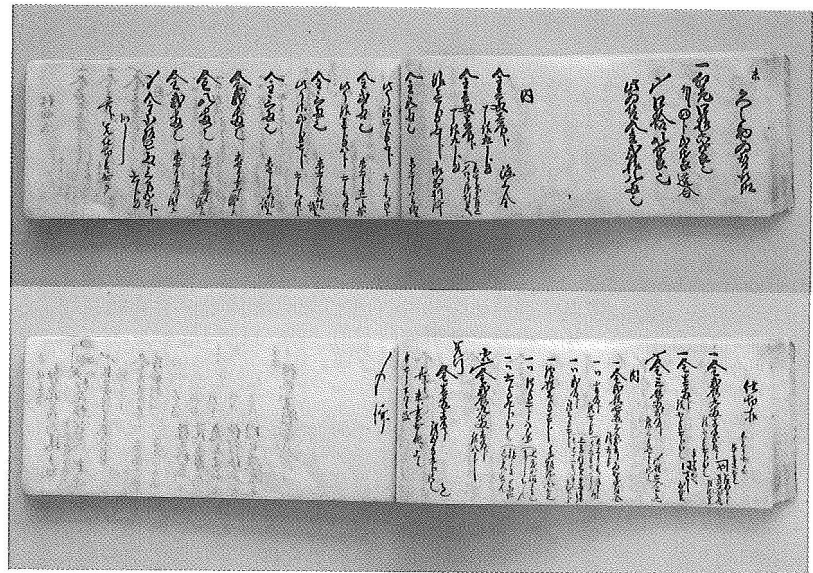
「萬指引帳」の記載様式は大略以上のようなものである。すなわち、

①出荷の概要を記録した送手板と追筆。

②売附けや代金の受取りなどに関する書き込み・貼紙(別紙挟み込み)。

③為替貸付および差引決算を記録した荷為替取組に関する記載。

の三つの部分から構成され、各紅花荷毎の①+②が記載の基本単位となっており、さらに荷為替を組んだ紅花荷につ



図版3 荷為替取組に関する記載例

文政6年「未久之助為替取組」(表1の21に後続)の記載。本文で述べた記載様式③(上が「為替取組」書付、下が続く見開きに書かれてある「仕切扣」)の例。著者撮影。

いては当該紅花荷の①(十②)の記載の後に③の記載がなされているのである(後掲表1も参照)。荷為替を組んだ紅花荷以外の紅花荷(後述の出荷の形態のうち(a)および(b)の形態で出荷された紅花荷)の仕切状は「萬指引帳」には一切記載されておらず、別に「上方仕切差引帳」などが作成され、京都紅花屋との仕切や上方古手商人をも含めたいわゆる「のこぎり商い」の決算記録はそちらでおこなわれていることが知られる。そのため、「萬指引帳」における金銭差引勘定の記載は基本的には荷為替を組んだ紅花荷についての記載に限られる。この帳面が「萬指引帳」と命名されているのは、この荷為替取組の記載をおこなっていることによると考えられる(後述するように、帳面全体に占める荷為替関連記載の頁数の比重は約三分の一を占める)。

以上の考察からあきらかなように、この「萬指引帳」は、出荷した紅花に関する荷印・荷数・道添金額・出判状の数・大石田・京都の間屋氏名の記録を

基本に、(全荷についてではないが)出荷日、京着値段と売却代金、代金輸送、荷為替取組などの記録がなされているものであり、紅花の出荷(および売却)をめぐる状況を個々の紅花荷毎に記録したものと性格づけることができる。

2 記載内容の構成

以上の記載様式をふまえながら、「萬指引帳」の記載内容を具体的に検討していこう。表1は内容を帳面の記載順に従って一覧にしたものである。

前節で指摘した①の部分の記載内容について、各送手板に記されている出荷日付・荷印・荷数・京着値段(一駄あたり)・道添金・出判・大石田・大津の荷継問屋名・上方紅花屋名を一覧にした(例えば、番号1の欄は先に引用した文政五年六月二九日に出荷したや高清水・紅花一駄の送手板および追筆の内容を一覧にしたものである)。また、仕切値段(一駄あたり)の欄については、②の部分の記載でそれが記されているものについてはその数値を掲載し、他の仕切状や仕切差引帳類から当該紅花荷の仕切値段が確認される場合には、その数値を掲載した。そして、備考欄には②および③の記載の内容を簡潔に記した。空欄は、その項目については記載がないことを示している。

表1を参照しながら、「萬指引帳」の記載のあり方についてさらに検討を加えていこう(以下、読者の便宜のために、出典の箇所を『最上紅花史料Ⅱ』の頁数により示すことにしたい。例えば『最上紅花史料Ⅱ』堀米四郎兵衛家一六番文書・二九頁は、Ⅱ一六・29と略す)。

(1) 史料批判による重複記載の確定

第一に、同じ紅花荷について重複して記載している記事を確認したい。

まず、番号16は17・18と重複していると考えられる。16の紅花合計一二六袋(仕入国一印一二四袋三六〇匁、上中合印

一袋一四〇匁」が「拾八袋入七丸ニ仕ル」(Ⅱ一六・39)とあるように花袋一八袋を一丸として七丸に荷造りされたのであり、これが17・18の荷数・荷印の内訳に合致することからあきらかである。17・18が通例の送手板の書式であるのに対して、16は送手板の書式による記載ではない。16が記載された理由は判然としないが、16においては紅花荷が吉田村仁平次分(九八袋九〇匁)とかなや四郎兵衛分(二七袋四一〇匁)に区分されているのに対して17・18では両者が混在する形で記載されていること(「未公判分」)があきらかである。出荷時の荷造りの形態を示す17・18の記載だけでは仁平次分・四郎兵衛分の各量が特定できなくなるので、16の記載がなされたと考えられる。

次に、番号62(および61)も63・64と重複していると考えられる。その根拠としては、62の荷数・荷印の内訳が63・64の合計の荷数や荷印の内訳と一致することや、64に続いて記載されている大石田荷問屋富樫久兵衛宛の紅花送状の荷数「拾七入 式駄壹丸 増九袋」(Ⅱ一六・85)とも一致すること、さらに65の後に記載されている支配人笹川からの紅花売附報告(Ⅱ一六・88)から弘化四年分(62・65)の紅花荷に関する仕切の内容が判明するが、その荷数・荷印の内訳からして62と63・64を別物ととらえることはできなく同じ紅花荷であることとえられること、などの諸点を指摘することができる。そして、62の送手板の記載のなかに「手板式通 相添」とあり、62が本来送手板二通で作成されていたものを一通に簡略化してまとめたものであることが判明することも決め手となる。63・64が本来の送手板二通を書写したものであることが確実である。このことは、原文書で見ると62が記載されている見開きに横に大きく墨が引かれてあることも符合する。すなわち、63・64を後に記したことで62が重複する不要な記事となったために消された、と考えられるのである。同様に、(年紀記載の欠如している)61の記事にも後筆で墨が引かれてあるが、61は荷数や荷印の内訳からして63・64の一部について記録したもの(荷印の一部、仕入を国一と誤記している)と推定され、やはり(62あるいは)63・64と重複する不要な記事となったため消された、と考えられる。

表1 堀米四郎兵衛家紅花出荷一覽（文政5年「萬指引帳」に記載のあるもの）

出荷日付 荷印 荷数 京着値段 仕切値段 道添金 出判 大石田荷宿 酒田積合問屋 敦賀荷問屋 塩津荷問屋 大津荷問屋 上方紅花屋 備考

文政5午年（一八二三）

1 6月29日	や 水高 清	16袋入4丸（1駄）	40両	40両	金3分	1通	榎本勇吉	鍍屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・渡会屋宗治郎	「榎岡吉田屋藤兵衛殿出し」
2 6月29日	や 紅沢	17袋入4丸（1駄4袋）	38両2分	41両	金3分	1通	榎本勇吉	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・綿屋勇蔵	「榎岡吉田屋藤兵衛殿出し」
3 6月29日	や 水高 清	16袋入1丸（計1駄1袋）	40両	39両2分	金3分	1通	榎本勇吉	鍍屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	大坂・嶋屋清兵衛	「榎岡吉田屋藤兵衛殿出し」
4 7月1日	や 一國	18袋入4丸 （計1駄1丸9袋）	45両	52両2分	金1両	1通	設楽治郎右衛門	鍍屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・伊勢屋利右衛門	
5 7月4日	や 入仕	17袋入8丸（2駄8袋）	47両	53両	金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	根上善平	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・伊勢屋源助	「手板式通二而」
6 7月4日	や ヒト	18袋入5丸（1駄1丸10袋）	42両2分	52両2分	金1両	1通	設楽治郎右衛門	大沼平八	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・伊勢屋利右衛門	
7 7月4日	や 天極	17袋入4丸（1駄4袋）	42両2分	45両2分	金3分	1通	設楽治郎右衛門	鍍屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・近江屋佐助	
8 7月4日	や 紅笹	16袋入2丸 内20匁袋1ツ入	40両	42両	金1両2朱	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥蔵	大坂・近江屋安治郎	近江屋安治郎からの為替手形書付。 （文政6年2〜3月）
9 7月25日	や 梅紅	19袋入2丸（計1駄片馬1袋）	36両		金2分2朱 （雨吉2丸分 紅梅2丸分）	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・村山屋半四郎	「吉田村奥山才三郎荷主」 「手板式通二而」
10 7月26日	や 切飛	17袋入1丸（計1駄1丸7袋）	44両2分	32両	金1両	1通	設楽治郎右衛門	根上善平	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・伊勢屋源助	伊勢屋源助からの下り金受取・運賃書付。 （文政6年12月2日出し、12月24日着）
11 7月26日	や 切飛	18袋入4丸（1駄8袋）	44両2分	48両	金3分	1通	設楽治郎右衛門	根上善平	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・伊勢屋源助	
12 7月26日	や 切飛	18袋入4丸（1駄8袋）	44両2分	48両	金3分	1通	設楽治郎右衛門	鍍屋惣右衛門	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・若山屋喜右衛門	
13 7月26日	や 上極	17袋入8丸（2駄8袋）	43両	48両	金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	大沼平八	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・伊勢屋利右衛門	
14 7月26日	や 上極	17袋入6丸（1駄片荷6袋）	43両	48両	金1両2朱	1通	設楽治郎右衛門	鍍屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・綿屋勇蔵	
15 7月26日	や 上極	17袋入4丸（1駄4袋）	43両	48両	金3分	1通	設楽治郎右衛門	根上善平	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・渡会屋宗治郎	伊勢屋利右衛門からの、伊源・村半・近佐・吉勘・渡宗・伊利分の下り金受取・運賃書付。

文政6末年（二八二三）												
16	国仕 一入 98袋90匁 国仕 一入 26袋270匁 （計18袋入7丸ニ仕） 上合1袋140匁			40両								（文政5年10月5日出し、10月27日着） 若山屋喜右衛門からの下り金受取・運賃書付。 （文政5年11月2日出し、11月29日着） 伊勢屋利右衛門からの下り金書付。 （文政5年11月20日出し、11月21日着） （嶋屋佐右衛門の運賃受取覚） （文政5年10月24日） 山形高田弓太郎からの近安分爲替金受取書付。 （文政6年4月24日出し、6月4日着・受取）
17 7月13日	国仕 一入 18袋入4丸（1駄8袋）	53両	40両	金3分	1通	設案治郎右衛門	鑑屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・伊勢屋利右衛門	「吉田仁平次分」 「かなや四郎兵衛分」 「かなや四郎兵衛分」
18 7月13日	国仕 一入 18袋入2丸 （計3固6袋） 国仕 一入 18袋入1丸 内ニ上中下印2袋入	53両	40両	金2分	1通	設案治郎右衛門	根上善平	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・伊勢屋利右衛門	「未〆分」 金子受取書付（文政6年12月27日着） 嶋屋佐右衛門からの下り金受取・運賃書付。 （文政6年12月27日着） 山形佐治吉左衛門からの伊利分下り金受取・運賃書付（文政7年1月5日出し、2月6日着）
19	片馬 ヒト 17袋入2丸（片馬2袋）	52両	39両	金1分2朱	1通	設案治郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・綿屋勇蔵	「未〆分」11月晦日切 トヒ39両かへ。 「伊勢屋利右衛門からの代金・切賃書付」 （日付不明）
20	片馬 ヒト 17袋入1丸 （計片馬3袋） 雨吉 ヒト 18袋入1丸 内ニ雨吉印9袋入	52両	39両	金1分2朱	1通	設案治郎右衛門	大沼平八	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・綿屋勇蔵	「未〆分」 綿屋勇蔵からの紅花売附書付。 （文政6年12月6日出し、12月27日着） 「未浅吉為替取組」書付。 （文政8年10月23日済） 「未才三郎為替取組」書付、「仕切扣」。 （文政7年7月28日改） 「未三吉為替取組」書付、「仕切扣」。 （文政7年7月28日改）
21 7月20日	雨飛 16袋入2丸 （計3丸） 雨飛 16袋入1丸 内ニ舎印2袋入①分	52両	41両	金2分2朱	1通	設案治郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・近江屋佐助	「未〆分」 近江屋佐助からの紅花売附書付。 （文政6年12月晦日切、文政7年1月2日着） 「未久之助為替取組」書付、「仕切扣」。 （文政7年7月28日改）

22 7月26日	文 大	18袋入4丸（1駄8袋）	36両	23両2分	金3分2朱	1通	設楽治郎右衛門	鎧屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・伊勢屋利右衛門	「未 位三七〇」
23 7月26日	文 梅紅	18袋入4丸（1駄8袋）	34両		金3分2朱	1通	設楽治郎右衛門	根上文藏	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・若山屋喜右衛門	
24 7月26日	文 雨惣	17袋入8丸（2駄8袋）	37両	28両	金1両3分	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・伊勢屋源助	文政7年4月晦日切 28両替え。 嶋屋佐右衛門からの伊源分仕切金受取・運賃書 付。
25 7月26日	文 雨惣	18袋入4丸（1駄8袋）	37両	34両	金3分2朱	1通	設楽治郎右衛門	大沼平八	丸屋半助	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・綿屋勇藏	（文政7年5月11日出し、5月24日受取）
26 7月26日	文 上極	17袋入4丸（1駄4袋）	35両	33両	金3分2朱	1通	設楽治郎右衛門	鎧屋惣右衛門	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・近江屋佐助	文政6年12月晦日切 33両替え。 近江屋佐助からの下り金受取・運賃書付。 （文政6年11月5日出し、12月4日着） 嶋屋佐右衛門からの近佐分下り金受取・運賃 書付。 （文政6年1月5日出し、2月6日着） 〔嶋屋佐右衛門の運賃受取覚〕 （文政6年2月6日）
27 7月26日	文 上極	17袋入4丸（1駄4袋）	35両2分	23両2分	金3分2朱	1通	設楽治郎右衛門	根上文藏	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・伊勢屋利右衛門	「未 位三六式」
28 7月26日	文 紅玉 紅玉	17袋入2丸 18袋入2丸（計1駄6袋）	38両 38両	32両 32両	金3分2朱	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・村山屋半四郎	文政7年1月晦日切売附 32両替え。 嶋屋佐右衛門からの柴宗分下り金受取・運賃書 付。 （文政6年10月11日出し、11月16日着） 楯岡吉田勘右衛門からの柴宗分仕切金受取書付。 （文政7年2月8日出し、4月5日着）
29 7月26日	文 大 雨	20袋入2丸（片馬8袋）	32両		金2分	1通	設楽治郎右衛門	大沼平八	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	大坂・近江屋安治郎	文政5年紅花代下し過金・預金利足書付。 （文政6年5月14日） 福岡京屋弥兵衛からの近安分下し金受取・運 賃書付（文政6年10月4日出し、10月22 着） 〔京屋弥兵衛の運賃受取覚〕 （文政6年10月20日）
30 8月6日	文 雨 沢	23袋入2丸 内ニ合印1丸之内ニ 上々ちり花1袋入 （片馬14袋）	36両	25両 （正味24両）	金2分	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・綿屋勇藏	「破船諸掛り支払書付」 （文政6年10月11日） 酒田本間幸四郎への破船紅花運賃支払書付。 （文政7年2月17日） 文政7年5月晦日切、正味24両替え。 嶋屋佐右衛門からの綿勇分仕切金受取・運賃 書付。 （文政7年5月晦日出し、5月晦日切 25両替）
31 7月21日	文 梅紅	17袋入4丸（1駄4袋）	34両	34両	金3分	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・近江屋佐助	「中間物 四」 嶋屋佐右衛門からの近佐分下り金受取・運賃書 付。 （文政7年10月7日出し、11月5日着）

文政7申年（一八二四）

32	雨吉 18袋入4丸（1駄8袋）	33両	32両	金3分	1通	設楽次郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	大坂・近江屋安次郎	「中間物 三九」 山形山村屋茂八からの近安分下り金受取・運賃書付（文政7年閏8月22日出し、9月19日着） 「山村屋茂八からの近安分下り金受取・運賃書付」 （文政7年9月19日）
33	紅玉 16袋入4丸（1駄）	35両	34両2分	金3分	1通	設楽次郎右衛門	根上善平	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・村山屋半四郎	「中間物 四老」 嶋屋佐右衛門からの村半分下り金受取・運賃書付。 （文政7年10月11日出し、11月5日着）
34	極上 17袋入4丸（1駄4袋）	34両	31両	金3分	1通	設楽次郎右衛門	根上善平	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・伊勢屋利右衛門	「中間物 三九」
35	大紅 17袋入1丸 大紅 18袋入1丸 （計片馬3袋）	30両	33両	金2分	1通	設楽次郎右衛門	根上善平	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	大坂・嶋屋清兵衛	「中間物 三六」
36	仕入 18袋入8丸（2駄1丸）	36両	37両	金1両3分	1通	設楽次郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・綿屋勇蔵	「中間物 四四」 嶋屋佐右衛門からの綿勇分下り金受取・運賃書付。 （文政7年12月2日・5日出し、12月27日着） （嶋屋佐右衛門の運賃受取覚） （文政7年12月23日）
37	仕入 18袋入8丸（2駄1丸）	36両	37両	金1両3分	1通	設楽次郎右衛門	大沼平八	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・伊勢屋源助	「中間物 四四」 「内樋三吉殿為替取組」書付。 （文政8年10月7日済）
38	飛切 17袋入4丸（1駄4袋） 一國 16袋入4丸（1駄）	33両	40両	金3分	1通	設楽次郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・伊勢屋利右衛門	「四五」
39	玉錦 16袋入4丸（1駄）	34両	33両	金3分	1通	設楽次郎右衛門	根上善兵衛	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・若山屋喜右衛門	「四老」
40	本紅 17袋入4丸（1駄4袋）	33両		金3分	1通	設楽次郎右衛門	根上善平	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・村山屋半四郎	「四」
41	丸紅 16袋入4丸（1駄）	35両	35両2分	金3分	1通	設楽次郎右衛門	大沼平八	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・近江屋佐助	「四式」
42	雨揃 19袋入2丸（片馬6袋）	33両2分		金2分	1通	設楽次郎右衛門	大沼平八	丸屋半助	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	大坂・嶋屋清兵衛	「四」 「長瀬東屋御中間分」書付。

文政8酉年（一八二五）

44	仕入 17袋入4丸（1駄4袋）	金3分2朱	1通	設楽次郎右衛門	大沼平八	丸屋半助	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・伊勢屋源助	山村屋茂八からの伊源分下り金受取・運賃書付。 （文政9年1月5日出し、2月1日着、「東根三沢氏立合済」） 「山村屋茂八の伊源分下り金・運賃書付」 （日付不明）
45	口紅 18袋入3丸 口紅 19袋入1丸 （計1駄9袋）	金3分2朱	1通	設楽次郎右衛門	根上善兵衛	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・近江屋佐助	「三沢氏立合相済」
46	一國 20袋入8丸（2駄片馬）	金1両3分	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥蔵	京都・近江屋佐助	

47 7月12日	極天 16袋入12丸（3駄）				金2両2分	1通	設楽次郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	白銀屋陸助	京都・綿屋勇藏	嶋屋佐右衛門からの近佐分下し金受取・運賃書付。 〔文政8年9月2日出し、9月25日着、三沢氏立合相済〕 〔嶋屋佐右衛門の運賃受取覚〕 〔文政8年9月23日〕
													〔三沢氏立合相済〕 佐治吉左衛門からの上方分金受取書付（為替手形引替、文政9年1月7日出し、2月7日受取） 文政8年分東根三沢嘉吉支配之礼金等書付。 〔右二而三沢方相済〕

文政10亥年（一八二七）

48 7月9日	雨笹 17袋入1丸 （計1駄3丸2袋）	雨飛 20袋入3丸 （計1駄3丸2袋）	雨飛 19袋入1丸 内二雨吉印4袋入		金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	根上善兵衛	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・綿屋勇藏	
49 7月10日	国一 18袋入8丸（2駄1丸）				金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・伊勢屋源助	
50 7月10日	飛高 18袋入8丸（2駄1丸）				金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	大沼平八	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・伊勢屋利右衛門	
51 7月10日	トヒト 20袋入5丸（1駄片馬4袋）				金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	根上文藏	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・綿屋勇藏	〔添金之内老分也、設楽と帰ル〕 〔文政10年8月2日〕
52 7月10日	トヒト 20袋入5丸（1駄片馬4袋）				金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	川口弥藏	京都・若山屋喜右衛門	
53 7月10日	高尾 23袋入1丸 （計片馬13袋）	高尾 22袋入1丸			金2分	1通	設楽治郎右衛門	大沼平八	丸屋半助	仲村佐右衛門	川口弥藏	大坂・嶋屋清兵衛	〔亥十月八日出 現金三十六両〕 〔右同断〕 〔笹川久之助殿為替取組〕書付。 〔文政10年7月10日改取組〕 〔吉田浅吉殿為替取組〕書付。 〔文政10年7月10日改取組〕 京屋弥兵衛からの綿勇分下り金受取・運賃書付。 〔文政10年10月12日出し〕 嶋屋佐右衛門からの綿勇分下り金受取・運賃書付。 〔文政10年11月2日出し、11月22日着〕

文政11子年（一八二八）

54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

文政12丑年（一八二九）

為替状ちん払い覚え（文政12年2月12日）
文政12年2月28日「三吉殿立合相済」

55 8月17日	や倚印18袋入4丸 （計2駄1丸）		金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	燈屋惣右衛門	田保孫右衛門	中村佐右衛門	塩屋佐右衛門	京都・伊勢屋源助	
-------------	----------------------	--	-------	----	---------	--------	--------	--------	--------	----------	--

56 8月17日	や登印18袋入4丸 や成印18袋入2丸（計2駄14袋） や成印17袋入2丸		金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	丸屋半助	仲村佐右衛門	塩屋佐右衛門	京都・伊勢屋源助	
-------------	---	--	-------	----	---------	-------	------	--------	--------	----------	--

57 8月17日	や平印16袋入2丸 や平印17袋入2丸 や弥印18袋入3丸 （計2駄1丸14袋） や弥印19袋入2丸		金1両3分	1通	設楽治郎右衛門	大沼平八	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	塩屋佐右衛門	京都・伊勢屋源助	
-------------	--	--	-------	----	---------	------	--------	--------	--------	----------	--

58 8月17日	や丁印19袋入4丸 （計1駄3丸4袋） や丁印20袋入2丸		金1両2朱	1通	設楽治郎右衛門	本間幸四郎	田保孫右衛門	仲村佐右衛門	塩屋佐右衛門	京都・伊勢屋源助	
-------------	-------------------------------------	--	-------	----	---------	-------	--------	--------	--------	----------	--

59 8月17日	や堀印18袋入3丸 や堀印19袋入1丸 （計2駄1丸4袋） や羽印18袋入1丸 や羽印19袋入3丸		金1両2分	1通	設楽治郎右衛門	根上善平	丸屋半助	仲村佐右衛門	塩屋佐右衛門	京都・伊勢屋源助	
-------------	---	--	-------	----	---------	------	------	--------	--------	----------	--

「山形佐治吉左衛門様御分上方為登紅花荷為替
分扣」書付（文政12年8月20日）
京屋弥兵衛からの伊源分下り金受取・運賃書付。
（文政12年11月4日出し、11月29日着）
佐治吉左衛門からの金子受取覚え。
（文政12年12月6日）
「佐治吉左衛門様差引之扣」
（文政12年8月20日）

天保5午年（一八三四）

60 7月18日	や国仕 一入18袋入6丸 内ニ250匁袋1袋入 （1駄片馬11袋250匁）		47両2分	金1両2分	1通	富樫久兵衛	大沼平八	田保孫右衛門	中村佐右衛門	若狭屋六兵衛	京都・近江屋佐助	
-------------	---	--	-------	-------	----	-------	------	--------	--------	--------	----------	--

天保6年5月晦日切売附。
京屋弥兵衛からの近佐分下り金受取・運賃書付。
（天保6年閏7月20日着、榎藤分下り金入）
谷地榎藤左衛門へ下り金渡し・運賃書付。
（天保6年閏7月21日）
（近佐からの下り金運賃内訳覚）
（榎藤の下り金受取・運賃支払覚）
（天保6年閏7月21日）

弘化4未年（一八四七）

や国
一 17袋入4丸

68 7月22日	67 7月22日	66 7月22日	嘉永元申年（一八四八）				65 8月9日	64 7月17日	63 7月17日	62 7月？日	61		
弍入仕 19袋入2丸 （計1駄10袋）	弍紅丸 20袋入1丸 弍吉紅 17袋入3丸 吉紅14トヒ4 18袋入1丸 （計1駄1丸9袋）	弍国一 17袋入2丸 （計1駄6袋）				弍雨吉 19袋入1丸 雨吉16上々 19袋入1丸 （計1駄12袋）	弍仕入 17袋入4丸 （計1駄1丸5袋） 極上8 17袋入1丸	弍国一 17袋入4丸（1駄4袋）	弍仕入 17袋入2丸 （計2駄1丸9袋） 極上8 17袋入1丸	弍国一 16袋入1丸（計1駄2丸4袋） 極上8 16袋入1丸			
45両	45両	42両				35両	41両	41両					
						25両	40両	39両					
金3分	金3分2朱	金3分				金3分	金3分	金3分	金1両2分	金1両2分			
1通	1通	1通				1通	1通	1通					
富樫久兵衛	富樫久兵衛	富樫久兵衛				富樫久兵衛	富樫久兵衛	富樫久兵衛	富樫久兵衛	富樫久兵衛			
大沼平八	大沼平八	大沼平八				大沼平八	大沼平八	大沼平八	大沼平八	大沼平八			
田保孫右衛門	田保孫右衛門	田保孫右衛門				田保孫右衛門	田保孫右衛門	田保孫右衛門	田保孫右衛門	田保孫右衛門			
中村佐右衛門	中村佐右衛門	中村佐右衛門				中村佐右衛門	中村佐右衛門	中村佐右衛門	中村佐右衛門	中村佐右衛門			
油屋作兵衛	油屋作兵衛	油屋作兵衛				油屋作兵衛	油屋作兵衛	油屋作兵衛	油屋作兵衛	油屋作兵衛			
京都・伊勢屋利右衛門	京都・美濃屋忠右衛門	京都・伊勢屋源助				京都・伊勢屋源助	京都・伊勢屋理右衛門	京都・伊勢屋理右衛門	京都・伊勢屋理右衛門	京都・伊勢屋理右衛門			
	「手板式枚」		大石田富樫久兵衛への紅花送状（弘化4年7月 野田宿・六田宿・榑岡宿・土生田宿・大石田宛） 〔富樫久兵衛の紅花積送り通知（大石田長八船積み）〕（弘化4年8月9日）						「手板式通 相添」	「手板式通」			
〔富樫久兵衛の紅花受取覚〕 （弘化4年8月9日） 「野村屋文蔵分爲替取組」。 （弘化4年10月、伊利・伊源からの紅花代金の爲替手形） 支配笹川からの紅花売附仕切書付。 （嘉永元年3月2〜3日切）													

69 7月23日 (24カ)	や吉 田 18袋入1丸 外ニ178匁入相添 (1丸2袋178匁)	42両	金1分	1通	富樫久兵衛	大沼平八	田保孫右衛門	中村佐右衛門	油屋作兵衛	京都・伊勢屋利右衛門	〔富樫久兵衛の紅花受取覚〕 (嘉永元年7月22日)
70 8月1日	や新 田 18袋入3丸 (計1駄7袋) や新 田 17袋入1丸	47両2分	金3分	1通	富樫久兵衛	大沼平八	田保孫右衛門	中村佐右衛門	油屋作兵衛	京都・伊勢屋理右衛門	
71 8月1日	や仕 入 18袋入2丸 や仕 入 17袋入1丸 (計1駄6袋145匁) や仕 入 14袋入1丸 外ニ仕入145匁入 玉紅 3	39両 39両 39両 玉紅30両	金3分	1通	富樫久兵衛	大沼平八	田保孫右衛門	中村佐右衛門	油屋作兵衛	京都・西村屋清九郎	〔右之紅花不残与蔵江相頼遣ス〕 (嘉永元年9月23日)

史料 文政5年「萬指引帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

凡例 (1)備考欄の記載における「」は貼紙、「」は別紙(挟み込まれていたもの)を示す。

(2)備考欄の記載における名前の略称は以下の通り。伊源||伊勢屋源助、村半||村山屋半四郎、近佐||近江屋佐助、吉勘||吉田勘右衛門、渡宗||渡会屋宗治郎、伊利||伊勢屋利(理)右衛門、近安||近江屋安治郎、綿勇||綿屋勇蔵、

設楽||設楽治郎右衛門、三吉||大場三吉、榎藤||榎藤左衛門、与蔵||宇野与蔵。

(2) 荷為替取組の記載と送手板の記載の照合

第二に、荷為替取組に関する記載が対象とした紅花荷について検討し、堀米家が荷為替を組んだ紅花荷を確定したい。先に記載様式の考察で③とした荷為替取組に関する記載は、「萬指引帳」に九例ある^⑪。以下、各事例に即して荷為替取組に関する記載と送手板における紅花荷の記載の対応関係について指摘しよう。

1 「未浅吉為替取組」(表1の番号20に後続して記載、Ⅱ一六・42、44) 谷地の北口村のすぐ北に隣接する吉田村の浅吉に対する、紅花九八袋と九〇匁を引当とした荷為替取組である[文政六年七月一三日取組 引質金六〇匁]。この紅花荷は16に記載されている仕入国一印九八袋と正味九〇匁と荷数が合致することから、これに該当すると考えられる(したがって、荷造りの後は17・18のㄞ仕入国一印紅花荷の一部となり発送されている)。17の書き込み部分から判明する京都での仕切値段四〇匁という数値が、「未浅吉為替取組」の中の「上方仕切入 但し四拾匁かへ」という記事と符合することも、このことを裏付ける。

2 「未才三郎為替取組」「仕切扣」(表1の番号20に後続して記載、Ⅱ一六・44、45) 吉田村の奥山才三郎(堀米家の支配人)に対する、紅花六〇袋を引当とした荷為替取組である[文政六年七月一三日取組 為替金三三匁]。この紅花荷は19・20のㄞトヒ印の合計(19の一七袋入二丸と20の一七袋入一丸・一八袋入一丸のうちの㊦雨吉印九袋を除いた九袋の合計)荷数と合致することから、これに該当すると考えられる。19の書き込み部分から判明する一駄あたりの仕切値段三九匁という数値が、「仕切扣」の中の「三十九匁替也 ㄞトヒ印拾七入三丸九袋」の記載と一致することも根拠となる。20の書き込み部分の売附書付にある「トヒ印六十袋也 ト一ハ各三十八匁かへ」という価額表示は、一駄あたり仕切値段から一駄あたり歩引口銭(この場合二匁、京都紅花屋綿屋勇蔵の取得分)を差し引いた、一駄あたり手取現金の額を表示したものであり、結局これとも合致する^⑬。

3 「未三吉為替取組」「仕切扣」(表1の番号20に後続して記載、Ⅱ一六・46〜47) 松橋村の枝郷沢畑村(堀米四郎兵衛家の居村)の三吉に対する、紅花九袋を引当とした荷為替取組である「文政六年七月一三日取組 為替金五両」。この紅花荷は、「仕切扣」にある荷印と合致することから、20の「ヤトヒ印合一八袋入一丸のうち」の③「雨吉印九袋」に該当する。20の書き込み部分にある「③雨吉印九袋 ト一ハ各三十両かへ」という価額表示は、前例と同様に、一駄あたりの手取現金の額を表示したものであり、「仕切扣」にある一駄あたり仕切値段三両との差は、一駄あたり歩引口銭が差し引かれていることによる。

4 「未久之助為替取組」「仕切扣」(表1の番号21に後続して記載、Ⅱ一六・48〜49、図版3に写真掲載) 吉田村の枝郷笹川村の久之助に対する、紅花一六袋入三丸を引当とした荷為替取組である「文政六年七月取組(日付不明) 為替金二八両」。この紅花荷は、「仕切扣」にある荷数・荷印の内訳と一致することから、21の「飛雨印合計一六袋入三丸(うちに舎印二袋を含む)」に該当する。21の書き込み部分の売附書付にある一駄あたりの各仕切値段(「飛雨印四二両替・舎印三五両替」)は、「仕切扣」の各仕切値段の表示と合致しており、これも裏付けとなる。

5 「内楯三吉殿為替取組」(表1の37に後続して記載、Ⅱ一六・62〜64) 楯北村のうちの内楯組(村)の大場三吉(堀米家の支配人)に対する、紅花一七袋入四丸を引当とした荷為替取組である「文政七年七月〜八月取組(月日詳細不明) 為替金二五両」。この紅花荷には「印」はつけられず、大場三吉の荷印である舎印がつけられて京都の若山屋喜右衛門へ送られた。通例の荷為替取組の場合、対象となった紅花荷の送手板が「萬指引帳」の中に記載されているが、この為替取組の対象となった紅花荷の送手板は記載されていない。舎印がつけられていることから、大場三吉が自ら荷主として送手板を作成した可能性が高い。またこの年(文政七年)、大場三吉は堀米家支配人として上京し堀米家の紅花荷合計五駄三丸の売方を差配していることが確認されるが(Ⅱ五〇・138)、この舎印一七袋入四丸についても三吉が京都紅花屋に

対して売買交渉(＝相対売)をおこないうる立場にあったといえる。売却後の代金決済のパターンについては通例の荷為替取組とほぼ同様になされており、京都紅花屋若山屋喜右衛門から紅花代金(下し金)が堀米家へ送られ、この代金と貸付元利金の過不足を差引決算していることが確認される。他の荷為替取組との違いは、紅花荷の出荷および売却に際して大場三吉が荷主としての実質的な立場・役割を喪失せずにいることであるといえよう。これは、大場三吉が堀米家の支配人として京都紅花屋との関係を有しており、荷主としての売買交渉も充分可能な立場にあったことかかわっていると考えている。

6 「長瀬東屋御中間分」(表1の番号43に後続して記載、Ⅱ一六・66〜67) 長瀬村の東屋庄六に対する、紅花九駄一丸三袋を引当とした荷為替取組である「文政七年七月〜八月 引質貸シ金一三九両二分」。より正確に指摘すれば、この荷為替は堀米家が単独に組んだのではなく、山形十日町の全佐藤利兵衛家と共同(「仲間」「乗合」と表現する)で組んでおり、堀米家に限定すれば九駄一丸三袋の半分の量の紅花荷を引当に一三九両二分の貸付けをおこなったものである。「萬指引帳」には記載されてこないが、佐藤利兵衛家も同様に九駄一丸三袋の半分の量の紅花荷を引当に相応の金額の貸付を東屋庄六に対しておこなったと考えられる。この紅花荷は31〜37の紅花荷の合計荷数と合致することから、これに該当すると考えられる。31〜37の各送手板にいずれも「中間物」と追筆されている点も、これらの紅花荷が堀米家と佐藤家の「乗合紅花」であることを示している。この「長瀬東屋御中間分」の記載は1〜4にみられる荷為替取組の記載様式と異なり、出荷にともなう諸掛り・運添金の金額など内訳の明細書上や紅花代金と貸付元利金の過不足を差引決算した記述を欠いている。が、この差引決算を記す「仕切扣」が別帳で作成されており、その内容がきらかとなる(Ⅱ四九・129〜136)。その「仕切扣」で代金決済の対象となっている紅花荷の荷数・荷印の内訳は31〜37の紅花荷のそれと合致しており、これらの紅花荷が東屋庄六に対する荷為替の対象であったことをさらに裏付ける。

7 「笹川久之助殿為替取組」(表1の番号53に後続して記載、Ⅱ一六・73) 吉田村の枝郷笹川村の久之助に対する、紅花一八袋入一丸・一七袋入一丸(合計三五袋)を引当とした荷為替取組である「文政一〇年七月一〇日取組 引質金一六兩二分」。この紅花荷は同年七月九日に堀米家から出荷した48の「雨飛印一八袋入一丸・一七袋入一丸と荷数・荷造りの内訳が合致し、これに該当する。この為替取組の記載には紅花代金と貸付元利金の差引決算の記述がなされておらず、その内容は不明である。

8 「吉田浅吉殿為替取組」(表1の番号53に後続して記載、Ⅱ一六・73) 吉田村の浅吉に対する、紅花二〇袋入三丸・一九袋入一丸(合計一駄一五袋)を引当とした荷為替取組である「文政一〇年七月一〇日取組 引質金三五兩」。この紅花荷は同年七月九日に堀米家から出荷した48の「雨飛印二〇袋入三丸・一九袋入一丸と荷数・荷造りの内訳が合致し、これに該当する。」「萬指引帳」における送手板の記載によれば、前述の「笹川久之助殿為替取組」の紅花荷と一緒に送手板が作成され、京都紅花屋綿屋勇藏に送られた。この為替取組の記載には紅花代金と貸付元利金の差引決算の記述がなされておらず、その内容は不明である。

9 「山形佐治吉左衛門様御分上方為登紅花荷為替分扣」「佐治吉左衛門様差引之扣」(表1の番号59に後続して記載、Ⅱ一六・78) 山形旅籠町の田佐治(越前屋)吉左衛門に対する、紅花七〇八袋(一一駄四袋)を引当とした荷為替取組である「文政一二年七月一〇日」八月二〇日取組 荷為替貸付金三三五兩。この取組で引当対象とされた紅花荷の集荷の内訳・荷数については、文政一〇年「大福帳」の記事から六四二袋(弥勒寺九二袋、沢畑・松橋村七三袋、成高七〇袋、三丁目一六袋、羽入村七五袋、谷地合七二袋、谷地伝七二袋、長瀬七二袋)と谷地(新町村枝郷高関)平兵衛六六袋であることが判明する(Ⅱ五五・153)55。これと文政一二年八月一七日に堀米家から出荷した55の紅花荷合計一駄四袋の荷数と荷印の内訳が対応するので、55の紅花荷がこの荷為替取組の対象であることが判明する。荷為替取

組の差引決算については、堀米家が佐治吉左衛門に対しておこなったほかの証文貸付や紅花引質貸付と組み合わせられて処理されている点の特徴であり、そのために「山形佐治吉左衛門様御分上方為登紅花荷為替分扣」や「佐治吉左衛門様差引之扣」の記載様式も通例の「為替取組」書付・「仕切扣」と異なり複雑なものとなっている。とくに、文政一二年七月の八月月上旬に堀米家が佐治に対して組んだ三回の紅花引質貸付(合計四九〇兩)を八月二〇日の時点で荷為替貸付に組替え、三回の紅花引質貸付の引当としていた紅花七〇八袋(一一駄四袋)を堀米家が自分荷として京都紅花屋伊勢屋源助へ売却し代金取得による貸付金の回収をはかるとともに、なお回収しえなかった一部の貸付金残金については堀米家の佐治への新規の貸付に切り替える操作とも組み合わせ、差引決算していることがこの事例の特徴である。「萬指引帳」に記されている堀米家による荷為替取組のなかで金額・荷数ともに最高の事例であり、堀米家が山形城下町商人に対して大規模な荷為替金融・紅花引質貸付を展開していたことを示すものとして注目される。

以上、(1)史料批判による重複記載の確定、(2)荷為替取組の記載と送手板の記載の照合、を中心に「萬指引帳」の記載内容に関して考察をおこなった。

表1の番号16および61・62はそれぞれ他と重複する記載(ないし他の記載の部分的・予備的な記載)であり、当該紅花の出荷の概要を記録した送手板(先述したⅠの部分)として他の送手板と同列に扱うべきではないことがあきらかとなった。

また、九例の荷為替取組の対象となった紅花の送手板は17・21・31・37・48・55・59(うち17・18についてのみ、記載されている紅花の全部ではなく約七八%が荷為替対象である)の合計一八通であることがあきらかとなった(これは、全体の七一通から重複する16・61・62を引いた六八通の送手板のうちの二六・五%に当たる)。この荷為替対象の送手板の記載頁数に、荷為替および差引決算を記録した為替取組に関する記載頁数(先述したⅢの部分、本節の1・9で紹介した

記載、合計二六頁分)を加えるならば、「萬指引帳」における荷為替関連記載の比重は全体の約三分の一に達することが判明する。この点は、本帳面作成の主要な目的の一つとして荷為替取組の記載が位置づいていたことを物語るといえよう。ここまでの検討により、「萬指引帳」が前節でみた記載様式にもとづき記録を展開し全体を構成していることがあきらかとなった。これらの「萬指引帳」の史料の考察をふまえつつ、堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向について、以下基礎的な検討をおこないたい。

第二章 紅花出荷の動向と形態

1 文政・嘉永期の動向

まず、「萬指引帳」からあきらかとなる文政五年から嘉永元年までの堀米四郎兵衛家による紅花の出荷数について検討したい。前章であきらかにしたように表1の番号16・61・62は重複する記載であるので、これを除いた紅花送手板合計六八通に記載されている紅花荷が考察の対象となる。

さて、一口に堀米家による紅花出荷といっても、その出荷の形態は多様である。大きくは

- (a) 堀米家による独自の出荷(集荷「仲買を通じた集荷を含む」から出荷および代金回収までを堀米家が実施)。
- (b) 他の荷主との共同出荷(共同出資による出荷と出資率に応じた代金取得)。
- (c) 荷為替取組による出荷(前述)。

の三形態がみられる。(b)共同出荷の場合は、それぞれの出資額の割合にしたがって紅花代金の取得がおこなわれるのであるし、(c)荷為替取組による出荷の場合は、結論的に述べれば、京都での仕切値段の高下にかかわらず堀米家は貸し付けた

為替金の元利分を取得するのである。このように出荷の形態によって、堀米家による当該紅花代金の取得のあり様は異なるのであり、出荷した紅花の売却代金を文字通り全額取得しうるという意味での荷主として堀米家が立ち現れるのは(a)のみである。しかし、(a)・(c)のいずれの場合も、基本的にはや印(前節の5で紹介した「内楯三吉殿為替取組」の場合を除く)をつけて出荷され、堀米家が売却・代金回収をおこなっていることが指摘できる。すなわち堀米家は多様な性格の紅花荷を出荷し、それぞれの荷の性格に応じて代金決算をおこなっているものであり、堀米家の紅花出荷の構造を全体的に分析するためには、各形態の出荷数とその年次的変化にも注目することが重要となる。

この点に留意しながら、本稿で堀米家における紅花出荷を考察する場合、その紅花荷については(a)および(b)に限定せず、(c)も含めて考察の対象としていることを指摘しておきたい。

表2は、堀米四郎兵衛家の紅花出荷の動向について、「萬指引帳」から確認される荷数を、年別および出荷先別(荷受けた上方紅花屋別)に整理し一覧にしたものである¹⁵⁾。

表2からあきらかなように、「萬指引帳」における文政期の記載は、文政九年の記載を欠くものの、連年おこなわれ、本帳面のなかで最も充実した記載がなされている時期といえる。先述したように文政期は堀米家の紅花関係史料が最も豊富に残されている時期であるが、当該期の他の紅花関係史料(上方仕切差引帳・紅花仕切扣・仕切・金銀差引覚・書簡など)に出てくる紅花荷を検討すると、いずれも「萬指引帳」に記載されているものであることが判明する¹⁶⁾。このことから、「萬指引帳」の記載は文政期の堀米家の紅花出荷を網羅的に記録しているものとしてほぼ信頼することができるといえよう。しかし、天保・嘉永期については、「萬指引帳」の記載に欠年が多く、またその他の紅花関係史料も文政期と比して少ない。現時点では天保・嘉永期については、「萬指引帳」に記載されていない紅花出荷の存在を示唆する史料は発見されていないが、「萬指引帳」の記載が当該期の動向を網羅するものであるのかどうか、十分に論じられる状況にはない。さ

表2 堀米四郎兵衛家の紅花出荷先および出荷量一覧―「萬指引帳」の数値から

年 代	文 政 5 (1822)	文 政 6 (1823)	文 政 7 (1824)	文 政 8 (1825)	文 政 10 (1827)
上方紅花屋					
京都 渡会屋宗治郎	132 (吉32)				
京都 綿屋 勇 蔵	170 (吉34)	187 [才60/㊦9]	144 [東144]	192	214 [久35/浅79]
京都 伊勢屋理右衛門	315	266 [浅98.18]	132 [東68]		144
京都 伊勢屋 源 助	295	136	212 [東144]	68	144
京都 近江屋 佐 助	68	116 [久48]	132 [東68]	233	
京都 村山屋半四郎	97 (才97)	70	132 [東64]		
京都 若山屋喜右衛門	72	72	64		100
京都 美濃屋忠右衛門					
京都 西村屋清九郎					
大坂 嶋屋清兵衛	65 (吉32.5)		73 [東35]		45
大坂 近江屋安治郎	31.52	40	72 [東72]		
合 計 (袋)	1245.52(195.5) [215.18]	887 [215.18]	961 [595]	493	647 [114]

史料 文政5年「萬指引帳」・文政5年「上方仕切差引帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

- 凡例 1) 少数点以下の数値は1袋分に満たない紅花荷の量を示したもので、その目方
もしばしば1袋として計算している場合があるが、ここでは1袋とせずにその目
2) 紅花荷数(太字)の右側に()で表示してある文字と数値は、㊦印で出荷し
主名の略称とその荷主分の紅花荷数を示している。数値は内数である。
3) 紅花荷数(太字)の下に[]で表示してある文字と数値は、堀米家が荷為替
数である。2)の荷主名および3)の荷為替貸付をおこなった他家の略称は以下
吉=吉田屋藤兵衛(楯岡) 才=奥山才三郎(吉田村) 三=大場三吉(楯北
久=久之助(吉田村枝郷笹川村) 東=東屋庄六(長瀬村) 佐=佐治吉左衛
補注 *1 文政5年の村山屋半四郎行の97袋については「吉田村奥山才三郎荷主」とあ
*2 文政7年に若山屋喜右衛門へ大場三吉の紅花荷68袋が送られているが(堀米
荷されており、「萬指引帳」に紅花送手板が記載されていないので、本表から
*3 文政11年の近江屋佐助行の52袋は堀米四郎兵衛分㊦印43袋と大場三吉分舎印

(単位・袋)

文 政 11 (1828)	文 政 12 (1829)	天 保 5 (1834)	弘 化 4 (1847)	嘉 永 元 (1848)	合 計 (袋)
					132(32)
					907(34) [327]
			153	163.36	1173.36 [166.18]
	708 [佐708]		76	70	1709 [852]
51.6(三8.6)		107.5			708.1(8.6) [116]
					299(97) [64]
					308
				89	89
				70.29	70.29
					183(32.5) [35]
					143.52 [72]
51.6(8.6)	708 [708]	107.5	229	392.65	5722.27(204.1) [1632.18]

(匁)を1袋=500匁で割った数値である。原史料においては、500匁に満たないものについて
方を500匁で割った数値を表示し厳密を期した。

ているが堀米家以外の他家が荷主である場合(共同出荷など、補注*1、*3も参照)の荷

貸付をおこなった他家の略称と荷為替取組の対象となった紅花荷数を示している。数値は内
の通り。

村内楯組) 浅=浅吉(吉田村) ㊦=三吉(松橋村枝郷沢畑村)

門(山形)

り、才三郎の荷として扱われたと考えられるが、㊦印で出荷されているので本表に入れた。
家による荷為替取組の対象荷、本稿第一章2の5「内楯三吉殿為替取組」参照)、舎印で出
は除外してある。

8.6袋(=8袋300匁)の合わせ荷であり、全体としては㊦印で括り出荷されている。

らなる史料発掘の上検討を継続していく必要がある。

さて、以上の留意点をふまえた上で、「萬指引帳」からあきらかとなる堀米家の紅花出荷数の動向について考察しよう。文政五年から嘉永元年までの間で、「萬指引帳」から紅花出荷が確認される一〇年分の合計出荷量は五七二二袋余（八九駄一丸一〇袋余）であり、一年の平均出荷量を試算すると五七二二袋余（八駄三丸一二袋余）となる。出荷量の最高は文政五年の一二四五袋余（一九駄一九一三袋余）である。この年を含めた文政七年までの三年間はいずれも八〇〇袋以上で、平均すると一〇三二袋余（一六駄七袋余）となり、この時期が堀米家における紅花出荷の最盛期であったことがあきらかとなる。

江戸幕府の編纂になる「諸問屋再興調」七に所収された江戸通町組小問物問屋丸合組「寛政以来荷高書上」において、「文化文政度之頃、奥羽関東筋近郷紅花商人名前」二五名のなかに「羽州澤畑村 堀込四郎兵衛」の記載がある。¹⁷文化文政期に堀米家が有数の紅花荷主の一人として位置づけられていたことが知られるが、表2はその数値的な実態をあきらかにするものといえる。本節で指摘した文政五〜七年を頂点として文政期に堀米家が紅花出荷を活発におこなっていたという動向は、まさに「諸問屋再興調」の記事と符合し、それを裏付けるものといえる。

文政五〜二年のうちデータの得られる七ヶ年の平均出荷量が七二三袋余（一一駄九袋余）、最高年（文政五年）で一九駄二丸弱という堀米家の紅花出荷量を、羽州村山郡の他家の事例と比較してみよう。従来の研究成果によれば、大石田四日町の二藤部兵右衛門家の場合、明和元年（一七六四）〜安永二年（一七七三）のうちデータの得られる四ヶ年の平均出荷量は二二五二袋（一九駄二丸四袋）、最高年（明和二年）で二四駄である。¹⁸

大蔵村の稲村七郎左衛門家の場合、連年の数値分析ではないが、在方荷主としての最盛期の期間に属する寛政六年（一七九四）のデータによれば、仕入れた紅花だけで二二七袋（一九駄一袋）であることが確認される。¹⁹

長崎村柏倉文蔵家の場合、文政元年（一八一八）〜天保七年（一八三六）のうちデータの得られる一四ヶ年の平均出荷量は七二二袋余（一一駄一九一袋）、最高年（天保二年）で三八駄弱である（ただし、注文紅花荷〓京都紅花屋からの前渡金による出荷を含んだ数値である）²⁰。

例示した事例は、いずれも村山郡において紅花荷主として著名な豪農の、それぞれ活発に紅花出荷をおこなっていた時期の数値であり、比較すれば堀米四郎兵衛家の出荷量は若干下回るものの、郡内有数の出荷量の水準に達していたと位置づけることができる。

年によって紅花出荷量は大きく増減しており、一定の荷数を長期にわたって安定的に出荷しているとはいえない。「萬指引帳」の記載の網羅性・信頼性が高いと考えられる文政期でみると、最低五一・六駄から最高一二四五・五二駄まで大きな差が確認される。堀米家の紅花出荷の動向の特徴として、出荷量の年次的な変化が大きいことが指摘される。²¹

天保期以降のデータの網羅性については先述したごとく留意点があるものの、記載のある天保五年・弘化三年・嘉永元年の出荷量でみる限り、その平均は二四三袋余（三駄三丸三袋）であり、文政期の平均出荷量と比べると約三分の一に減少していることがわかる。嘉永元年の三九三袋弱（六駄九袋弱）という数値は在村紅花荷主の出荷量としては決して少ない数値ではない。しかし、堀米家の紅花出荷の長期的な趨勢を大きく概括するならば、文政期が出荷量のピークであり、天保〜嘉永期には減量しピーク期の三分の一になっているとすることができよう。

さて、先に注目すべきであるとした、出荷形態(a)〜(c)の各出荷数とその年次的変化について分析したい。表2の各年の紅花荷数、その内数としての共同出荷数や荷為替取組による出荷数の動向に着目して検討すると、特定の年に荷為替取組による出荷が集中してなされている傾向があることが指摘できる。

出荷の三形態のうちの(b)共同出荷は、文政五年に吉田屋藤兵衛との共同出資による出荷が一定量みられるに過ぎない

(表2の紅花荷数の右側に()で表示してある事例のうち、奥山才三郎・大場三吉の事例は共同出資による出荷例ではない。表2補注*1および*3を参照のこと)。

それに比して(c)荷為替取組による出荷は、文政六・七・一〇・一二年の各年にそれぞれまとまった荷数が確認され、しかもこの四ヶ年はいずれも出荷量が六〇〇袋を上回る年である。文政五年は(a)堀米家による独自の出荷が大量に実施された年であったといえるが、文政五年以外の、大量出荷を実現した年には、荷為替取組による出荷の形態が活発に採用されていたことが指摘できる。

ちなみに、この四ヶ年の荷為替取組による出荷量(合計一六三二袋余)が表2全体の合計出荷量五七二二袋余に占める割合は二八・五%、文政五年(文政一二年の合計出荷量に占める割合は三二・七%となり、荷為替取組による出荷が堀米家の紅花出荷の一つの柱となっていたことが数量的に裏づけられる。さらに、荷為替取組による出荷がおこなわれた文政六・七・一〇・一二年の合計出荷量に占めるその割合は五〇・九五%に達し、文政五年を除く大量出荷年の出荷が荷為替取組による出荷に大きく依拠していたことが数量的に明確となるのである(文政一二年の場合は一〇〇%)。この荷為替取組による出荷増大の市場的背景や経営上の意義に関する分析が、堀米四郎兵衛家の紅花取引の構造をとらえる上で重要な論点となろう。

以上が、「萬指引帳」の記載から把握される、堀米四郎兵衛家における紅花出荷数の動向に関する基礎的な考察である。

2 文政期以前の動向―享和と文化期―

現在までに、「萬指引帳」以外の史料から確認された堀米家の紅花出荷の事例について、以下に指摘をおこないたい。いずれも文政期以前の事例であり、この「萬指引帳」作成以前の堀米家の紅花出荷の動向についての考察となる。

【事例1】

文化元年(一八〇四)五月末に京都紅花屋市村屋弥三郎より堀米四郎兵衛へ宛てた仕切から確認される大仕印紅花一駄二九袋六分・刈チリ花五袋である(Ⅱ二・4)。この紅花荷の代金合計四四兩二分二朱・銀六匁五分六厘については、文化元年五月三〇日付で仕切と金銀差引目録(Ⅱ二・3・4)が作成され決算されている。同年六月と推定される市村屋から堀米家宛への書簡(Ⅱ二・230)の内容から、この紅花荷は「売付延引」となっていた(そして五月末に売却した)ことが知られるので、堀米家から京都へ出荷したのは同年の初めか、むしろ前年の享和三年(一八〇三)であったと考えられる。

市村屋から堀米家へこの紅花荷に関する内渡し金五〇兩が下されたのは、実際にこの紅花荷が京都市場で売却された五月末より九ヶ月弱も以前の享和三年九月四日のことである(Ⅱ二・3)。内渡し金の送金時期が出荷以前であるかどうかは確認できないが、通例一〇〜十二月(遅くとも翌年三月まで)が仕切および代金送金(下し金)の時期であることも考慮するならば、堀米家によるこの紅花出荷は市村屋からのいわゆる「仕入注文」(注文取引)に応じたものであった可能性が高いと考えられる。

この事例が、管見では堀米家の紅花出荷の事例として確認される最も早い年代のものである。文化元年六月の書簡で市村屋は「御印様当年も多分御仕入被遊候」として文化元年も紅花の仕入・出荷を堀米家に対して注文し、その紅花荷の京都での売付け支配を市村屋に任せて欲しいと述べていることも確認される(Ⅱ二・230)。

これらの事実から、享和末年と文化初年には堀米家は京都紅花屋から紅花の集荷・出荷を期待され注文される存在であったことが指摘される。

【事例2】 文化二年(一八一五)の「萬手扣帳」(Ⅱ二・8・10)から確認される④雨揃印一七袋入一〇丸・⑤笹飛印一七袋入五丸である。「萬手扣帳」の記載順からみて文化一一年に出荷されたものとみられる。阿州宮嶋の「萬屋治

兵衛殿分」とされており、荷印も㊦印が付されているが、諸経費の記載内容から、堀米家が目早から紅花（干花）を仕入れ、荷造りをし、出荷および運賃の支払いまでをおこなっていることがあきらかである（総額一七三兩三分・錢四五七文）。これに対する堀米家への支払いは為替が組まれ、文化十一年六月一日に永田治右衛門より五〇兩、七月五日に押判屋周治（酒田）より五〇兩、八月四日に榎藤左衛門（谷地）より七三兩三分・錢四五七文と三回にわたっておこなわれている。この支払いの時期は、六月は花摘み・集荷の時期、七、八月は出荷の時期に該当する。ここでは堀米家は荷主より前渡金を含む資金を受けて集荷および出荷を代行する、いわば買次商人としての役割を果たしていることがあきらかである。

〔事例3〕 文化十一年（一八一四）七月に大石田河岸荷宿寺崎作右衛門が堀米四郎兵衛に宛てた荷物蔵入覚の書付にある「飛切印一七袋入四丸・司沢雨印一六袋入二丸・司沢雨印一六袋入二丸である（二七二・221、222）」。このうち、後二者の合計司一六袋入四丸は、堀米家が酒田三ノ丁の積合問屋押判屋四郎平に対して組んだ荷為替取組による出荷であることが確認される（二四・10、二六・12、14）。文化十一年六月に押判屋が谷地へ来て、紅花一駄を上方へ登せたいので「紅花荷為替取組之儀」を堀米家に対して依頼した。堀米四郎兵衛は押判屋から差金六兩を受け取り、自ら目利きをして目早から紅花を買い入れ、荷造り・出荷をし、諸経費の残金（経費総額から六兩を差し引いた額）および運賃の立替払いまでをおこなっている。「送手板荷符板」の名前は堀米四郎兵衛とし、荷印は司印で「大坂紅花屋近江屋安治郎宛に七月一〇日に出荷している。諸経費の残金と利足の合計三五兩三分二朱・永一匁二分五厘（残金為替出候分）」を紅花売却後に近江屋安治郎から直接に堀米家へ送金し、紅花代金から「残金為替出候分」を差し引いた「仕切過金」は近江屋から押判屋へ渡すという取り決めがなされていることも確認される（二六・13）。

これらの事例から、堀米四郎兵衛家は遅くとも一九世紀初頭の享和、文化期には上方への紅花出荷を展開していたことがあきらかである。文化十一年には、前渡金を受けた出荷や荷為替取組による出荷も含めると確認されるだけで合計三八

七袋（六駄三袋）となる「事例2・3」。

いずれの場合も、京都紅花屋・酒田積合問屋・阿州宮嶋商人などの遠隔地商人からの依頼に応えて、堀米家が紅花荷の集荷・出荷をおこなっている点が共通している。また、仕切以前の内渡し金「事例1」ないし出荷以前の「事例2」の供与を受けていることも注目され、この点是他資本に依存せず自己資金による集荷・出荷を全面的に展開させていく文政期と異なっている。これらの諸点は、享和、文化期の堀米家が遠隔地商人からの依頼および仕切以前の早期の資金供与に依拠しながら紅花出荷を果たしていた側面をもっていたことを示している。こうした享和、文化期の動向を、ピーク期となる文政期の前提として位置づけることができる。

おわりに

以上、堀米四郎兵衛家文書の文政五年「萬指引帳」の分析を中心に、堀米家の紅花出荷の動向について基礎的な考察をおこなった。

本稿では、まず「萬指引帳」の性格および記載様式の検討をおこない、とくに(1)史料批判による重複記載の確定、(2)荷為替取組の記載と送手板の記載の照合、に関する考察を中心に、帳簿に記されている紅花出荷記録の構造を理解し、記載内容を整理することを試みた。

そして、紅花関係諸史料（萬指引帳・上方仕切差引帳・紅花仕切扣・仕切・金銀差引覚・書簡など）に登場する個々の紅花荷の照合・特定の作業をふまえて、堀米家における紅花出荷数や出荷形態の年次的変化に関する考察をおこない、紅花出荷の諸画期とその特徴について指摘をおこなった。

本稿では、紙幅の都合もあり、堀米四郎兵衛家の紅花出荷に関する基礎的事実の確定に終始したが、この作業は堀米家における紅花取引の構造に関する研究の前提として位置づけるものである。また、本稿で試みた「萬指引帳」の記載内容の考察についても、京着値段記載の意味や荷為替取組における差引決算のあり方に関する分析など、論述すべき重要な課題を残した。今後に期したい。

- (1) 渡辺信夫「幕末の農兵と農民一揆」『歴史』第一八輯、一九五九年、のち歴史科学協議会編『歴史科学大系第二三巻 農民闘争史(下)』校倉書房、一九七四年、に再録。河北町誌編纂委員会編『河北町の歴史』上巻、河北町、一九六二年。青木美智男「幕末における農民闘争と農兵制」とくに出羽国村山地方の農兵組織の展開を中心に」『日本史研究』第九七号、一九六八年、のち大館石喜・森安彦編『論集日本歴史8 幕藩体制Ⅱ』有精堂、一九七三年、に再録、など。
- (2) 今田信一「最上紅花史料」日本常民文化研究所、一九四二年、七一頁、同「最上紅花史の研究」井場書店、一九七二年、四四頁、二六〇頁。安孫子麟「江戸中期における商品流通をめぐる対抗―羽州村山郡の紅花生産を中心として―」『経済学』第三二号、一九五四年、九〇〜九二頁、九五〜九六頁、同「幕末における地主制形成の前提―市場関係の歴史的吟味―」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』岩波書店、一九五六年、二二六頁)。
- (3) 堀米四郎兵衛家文書は、現在、河北町立中央図書館に保管されている。文書目録は、『山形県史料所在目録』第4集(山形県、一九八五年)に記載されている。堀米四郎兵衛家文書のうち紅花関係史料の主要なものが、最近、河北町誌編纂委員会編『最上紅花史料Ⅱ 河北町誌編纂史料』(河北町、一九九五年、以下『最上紅花史料Ⅱ』と略称する)の一二五〇頁に翻刻・収載された。
- (4) 山形大学人文学部日本経済史(岩田)ゼミナールでは、一九九二年度から堀米四郎兵衛家文書の調査・研究を継続してきた。ゼミナリストンの手になる共同研究の成果として、①石垣牧子・岩瀬真弓・前田美雪「羽州村山地方における年貢収奪の動向―松橋村上組の場合―」『山形近代史研究』第一〇号、一九九四年)、②大滝美絵子・三瓶美由紀・細谷明子「借金証文からみた堀米家の金融活動」(山形大学人文学部経済ゼミナール協議会編『山形大学学生経済学論集』第二四号、一九九五年)、③庄司祐一・杉健・前原啓一「流通面から見た最上紅花経営―羽州村山郡堀米家の場合―」(『山形大学学生経済学論集』第二五号、一九九六年)、がある。これらの共同研究論文もあわせて参照された。
- (5) この帳面は従来より注目されてきたが、内容が検討されてこなかった。山形県立博物館編『紅花関係資料所在目録』(山形県、一九八四年)や河北町立紅花資料館編『紅花資料館』(河北町教育委員会、一九八九年)の図版に、表紙の写真が掲載されている。最近刊行された『最上紅花史料Ⅱ』の図版にも写真が掲載され、また解説において「最もまとまった史料」と特筆されている。
- (6) 明和二年(一七六五)に京都紅花問屋制は停止となり、「問屋名目相止メ」となったので、旧問屋系商人は以後、単に紅花屋ないし紅花荷宿の名称で史料に登場してくる。
- (7) 紅花送手板の書式および文例については、沢田章『近世紅花問屋の研究』(大学堂書店、一九六九年、二六〇〜二六三頁)を参照された。
- (8) その場合には、「手板式通二而」「手板式枚」などの書き込みがなされている。
- (9) なお、『最上紅花史料Ⅱ』の堀米四郎兵衛家文書一六番史料(二九〜九四頁)に文政五年「萬指引帳」が翻刻・収録されており、史料の分析に便宜が与えられた。その学恩に感謝したい。

ただ、原文書と比較検討した結果、一部に記載内容の脱漏や記載順の誤り(例えば、『最上紅花史料Ⅱ』七〇頁の上段・下段、八五頁の上段・九二頁の下段)などが確認されるため、表1の作成は最終的には原文書に依拠しておこなった。

(10) 堀米四郎兵衛家の屋印であるや、かなやと呼ぶことが確認される。かなやと呼ぶ例については、『最上紅花史料Ⅱ』五一二・五二二・五二六頁。このため、かなや四郎兵衛とは、堀米四郎兵衛をさしていると考えられる。

(11) 以下の九例以外に、表1の番号65に後続して記載されている「野村屋文蔵分爲替取組」(Ⅱ一六・88)があるが、この事例は売却した紅花代金を遠隔地間で早期決済するための、いわゆる為替手形の取組の例であり、荷物を引当として前金決済をおこなう荷為替取組とは異なるものである。具体的には、弘化四年(一八四七)に堀米家が京都紅花屋伊勢屋理右衛門・伊勢屋源助へ宛てた紅花荷(表1の63〜65)の代金合計一四〇両(表1の63〜65の仕切値段および荷数から試算すると代金合計は一二四両余となる。

おそらく差額はそれまでの未回収代金に相当するものか、あるいは別途差引勘定されたと考えられるを回収するために、姫路城下町古手商人表屋庄左衛門へ支払うべきは相当額の古手代金を有していた松橋村野村屋文蔵から一四〇両を堀米家が受け取り、代わりに堀米家が伊勢屋理右衛門・伊勢屋源助に対して一四〇両を表屋庄左衛門に支払うことを要請した為替手形の記載である（表屋については、三浦俊明「城下町姫路の古手業表屋庄左衛門について」羽州大石田二藤部家との古手類取引を中心として」『関西学院大学『人文論究』第四五巻第三号、一九九五年、がある。なお、「萬指引帳」における堀米家の為替手形を用いた代金決済の記載として、この野村屋文蔵の事例のほかに、表1の8および15の書き込み部分にある大坂の紅花屋兼古手商人近江屋安治郎と東根早坂徳兵衛（早坂から堀米家への代金支払いが遅滞したため、のちに山形城下町商人高田忠蔵「弓太郎も同家」へ為替手形の取組の変更がなされた）と堀米家の間で組まれた為替手形取組の記載（Ⅱ一六・33およびⅡ二六・38〜39、この関連文書にⅡ一・19〜20およびⅡ一三・22〜23、Ⅱ六〇・205〜207がある）、を指摘することができる。

(12) 文政六年浅古為替取組においては「引質金」の文言が使用されている。後述する為替取組で「為替金」「荷為替貸附金」と表現されているものに、その性格は同じである。

(13) この「三十九兩替」という一駄あたりの仕切値段の表示は、一駄あたりの歩引口銭引手取現金の数値を示すものではなく、京都紅花屋が取得する口銭分を含んだ金額である。「仕切扣」にあるように、この六〇袋についての紅花屋綿屋勇蔵による口銭引分（「ト一口銭引」）は金三六分式朱・銀三匁七分五厘であり、一駄あたりに換算すると、この場合、ほぼ金一兩である。20の書き込み部分に「トヒ印六十袋也 ト一ハ各三十八兩かへ」とあるのは、一駄あたり仕切値段三十九兩から一駄あたり口銭一兩を引いた一駄あたり手取現金の額を記したものと理解することができる。「なお、一駄あたり手取現金の表示（歩引口銭引御手取現金〇〇兩かへ）」による仕切書付の記載例は、『最上紅花史料Ⅱ』二五三頁以下に所収の今田修家文書に豊富にみられる。これらのケースにみられる、一駄あたり価額表示および経費差引、荷主収入の関係を整理すると以下のようになる。

一駄あたり仕切値段＝一駄あたり歩引口銭＝一駄あたり手取現金
一駄あたり手取現金×時價＝一駄あたり金駄値・時價時價＝時價の収入

(14) 荷印の内訳については、弥勒寺九二袋がや弥印一八袋入三九・一九袋入二九に、成高七〇袋がや成印一八袋入二九・一七袋入

二九に、三丁目一六袋がや丁印一九袋入四九・二〇袋入二九に、羽入村七五袋がや羽印一八袋入一九・一九袋入三九に、谷地（新町村枝郷高関）平兵衛六六袋（Ⅱ五五・155の「一、紅花六六袋也 谷地平印」）はや平印二六袋入二九・一七袋入二九にそれぞれ合致する。その他は集荷別と荷印の関連が判然としないが荷数の内訳から、沢畑・松橋村七三袋はや堀印一八袋入三九・一九袋入一九に、谷地合七二袋・谷地伝七二袋・長瀬七二袋はや荷印一八袋入四九・や吉印一八袋入四九・や登印一八袋入四九のいずれかにそれぞれ該当すると考えられる。

(15) 表2は、山形大学文学部日本経済史（岩田）ゼミナール共同研究③庄司祐一・杉健・前原啓一「流通面から見た最上紅花経営―羽州村山郡堀米家の場合―」（注（4））の表1を改訂して作成した。改訂は、本稿における(1)史料批判による重複記載の確定、(2)荷為替取組の記載と送手板の記載の照合、に関する考察の進展をふまえておこなった。

(16) 文政期の他の紅花関係史料に記載されている紅花荷との照合の作業をおこなった際に、注意を必要とした事例があったので、ここで指摘をおこないたい。

文政七年一月に京都紅花屋柴崎屋宗右衛門はや玉紅印一六袋入四九・や本紅印一七袋入四九に関する仕切を作成し堀米四郎兵衛・支配人大場三吉に渡していることが確認される（Ⅱ四一・120〜121）。合計六九兩で売附け、歩引金二分（朱余を差し引いた残り）を堀米家に支払うとして差引決算をしていることがあきらかとなるものである。ところが、「萬指引帳」の紅花送手板記載には柴崎屋宗右衛門宛のものはない。しかし、「萬指引帳」に記載されている他に京都へ送られた紅花荷があったとすぐに結論づけてはならない。

結論からいえば、柴崎屋宗右衛門が扱った紅花荷は、表1に示した「萬指引帳」記載の33（や玉紅印一六袋入四九）および41（や本紅印一七袋入四九）の紅花荷（いずれも京都紅花屋村山屋半四郎宛）に該当する。荷印と荷数が一致するとともに、や玉紅印一六袋入四九に関しては仕切目および仕切値段について、「村山屋半四郎殿分」として決算した「仕切扣」（堀米四郎兵衛作成・東屋庄六宛、Ⅱ四九・131）と先の柴崎屋宗右衛門作成の仕切の記載はそれぞれ西正月晦日限・三四兩二分替としており一致することが確認できる。紅花代金の送金についての事実関係からも、33の書き込み部分に「京都村山屋半四郎殿6下り金子」金四五兩（文政七年一〇月一日京都出し・十一月五日堀米家着、や玉紅印一六袋入四九・や本紅印一七袋入四九合計六九兩のうちの四五兩分

に相当、Ⅱ一六・59)の記載がなされているが、この金額および京都出しの日付は先の柴崎屋宗右衛門の仕切における送金の記事と全く一致することが確認できる。すなわち、紅花送手板の宛先は村山屋半四郎であり、村山屋は堀米家の帳面づけでは最後までその紅花荷の取り扱い紅花屋として位置づいているが、しかし実際の紅花の売却・仕切の作成などは柴崎屋宗右衛門がおこなったことが指摘できるのである。

なお、この論証の過程において、『最上紅花史料Ⅱ』と原文書とを照合した結果、以下の訂正を指摘したい。Ⅱ五〇・136の下段の柴宗分「国一紅四丸」は「玉紅四丸」、Ⅱ五〇・137の上段の近佐分「玉紅四丸」は「玉錦四丸」、同下段の「両揃式丸」は「雨揃式丸」に訂正すべきである。また、Ⅱ一〇・18の柴崎屋宗右衛門の書簡中にある「秋中御仕切仕候紅花残金式拾両」とは、Ⅱ四一・120・121の柴崎屋宗右衛門による仕切にある「一、金廿両也 極月晦日限手形ニ而相渡」のことであるので、一〇番文書の年代推定は文政五年ではなく文政八年とすべきである。同様に、関連する七一一番文書の年代推定も文政八年とすべきである。

京都に送られた紅花荷の売付け(紅染屋への売付けなど)は紅花送手板で宛先とされた紅花屋が通常は取り扱うのであるが、それ以外の紅花屋が売付けをしているケースはしばしばみられる。先の村山屋半四郎→柴崎屋宗右衛門の事例のほかに、堀米家文書を照合していくと以下の事例が指摘できる(以下の表示は、紅花送手板の宛先紅花屋→実際に売付けをおこなった紅花屋、である)。表1の23は若山屋喜右衛門→綿屋勇藏、34は伊勢屋利右衛門→近江屋佐助、35は嶋屋清兵衛→綿屋勇藏、37は伊勢屋源助→綿屋勇藏、38は伊勢屋利右衛門→綿屋勇藏、40は若山屋喜右衛門→近江屋佐助、43は嶋屋清兵衛→綿屋勇藏、である(「上方仕切扣」Ⅱ五〇・136・137)。

こうした動向に関連して、今田信一『最上紅花史の研究』(井場書店、一九七二年、三一三頁)が京都紅花屋間における紅花荷の相互融通の慣行に関する指摘をおこなっている。京都紅花市場の売買慣行や組織制度に関する内在的な研究は立ち遅れており、他商品の市場でみられる問屋間の売一買(いわゆる売問屋と買問屋の役割など)の制度ないし慣行が紅花市場において存立していたかどうか、などについても未解明の部分が多い。さらに後考を待ちたい。

(17) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 諸問屋再興調 四』(東京大学出版会、一九六二年、二四六頁)。

二五名のうち羽州は全部で一名であり、羽州山形城下町の長谷川吉郎次・村井清七・福島屋次助・大屋清兵衛・西山庄七・岩

倉太兵衛、天童の工藤六兵衛、谷地の横藤左衛門・横久右衛門、沢畑村の宇野与藏・堀米四郎兵衛、である。

(18) 鈴木高弘「大石田河岸―藤部家の経営―在方荷主的側面の考察―」(『山形近代史研究』第1号、一九六七年)の第一七表より計算。

なお、第一七表では安永二年の紅花出荷量を二八駄一固としているが、原文書と照合したところ一八駄一固に訂正すべきである(山形大学附属図書館蔵二藤部兵右衛門家文書)。この点を訂正の上、計算した。

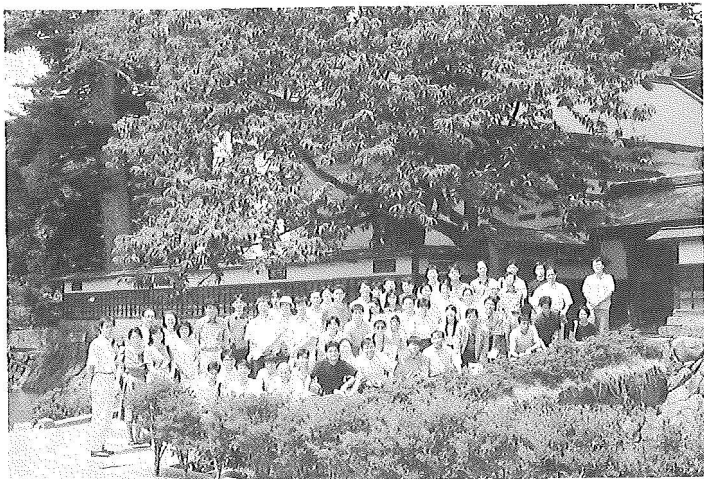
(19) 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産―羽州大蔵村稲村家を中心に―」(『社会経済史学』第二二巻第三号、一九五六年)の表(9)を参照。

(20) 井上準之助「近世後期の紅花生産について―出羽国村山郡長崎村柏倉家を中心として―」(『国際商科大学論叢』創刊号、一九六七)の第二表より計算。

柏倉文藏家の場合、京都紅花屋からの注文紅花を多く引き受けて出荷している点が特徴とされる。出荷量が最高である天保二年の三八駄弱のうち、少なくとも五駄強は西村屋清九郎からの注文紅花荷である(井上論文・第一表参照)。

(21) 紅花出荷量の年次的な変化が大きいという傾向は、ひとり堀米家の特徴というよりも、羽州紅花荷主一般に共通する傾向といえるべきかもしれない。

一定期間の連年の出荷量データがあらかとなる荷主の事例とし



図版4 旧堀米四郎兵衛家の前で

第31回近世史サマーセミナーで河北町立紅花資料館(旧堀米家邸宅)を見学(1992年8月2日)。

では、先にもふれた二藤部兵右衛門家（注（18））と柏倉文蔵家（注（20））があげられる。二藤部家は明和元年～寛政三年の間に一駄三固～二四駄の幅で、柏倉家は文政元年～天保七年の間に二駄一丸三袋～三八駄弱の幅で出荷量変動している。

個別経営における紅花出荷量の年次的変化の大きさについては、より多くの荷主に関する連年の出荷量データを集積し、今後検討を継続していく必要がある。

（22）『最上紅花史料Ⅱ』は、この七二番文書の年代を文政九戌年と推定しているが、根拠があきらかでない。文書では「戌七月一日」とあるのみである。本稿で文化一・一戌年と推定した根拠は、以下の通りである。①堀米家が司沢雨印の紅花荷を出荷したことが確認されるのはいずれも文化一・一年であり（Ⅱ四・10～11、Ⅱ六・13）、その他の年代では確認されていない。②文化一・二年の「萬手扣帳」（Ⅱ四・10～11）に出てくる司沢雨印一六袋入四丸は文化一・一年七月一日に大石田寺崎作右衛門宛に出荷されているが、これと荷数・出荷日（Ⅱ大石田荷宿の蔵入目）・大石田河岸荷宿名が一致する。

（23）この荷為替取組の決算については、この紅花荷を酒田積合問屋として受け取った押判屋が近江屋へ送らず、酒田で阿州宮嶋の萬屋治兵衛へ売却したことから遅滞した。文政二年には堀米家が寒河江役所に対して訴訟をおこない、紅花代金滞出入となっている（酒田押判屋四郎兵衛一件、『最上紅花史料Ⅱ』四・六・七五・七六番文書など）。

（追記）本稿作成にあたり、河北町立中央図書館にお世話になった。また、本稿発表の機会を与えてくださった編集委員会に感謝したい。